

(仮称) 滑川市こども・子育て基本条例（案）の概要について

【担当：子育て応援課】

1 制定の目的

こどもと子育てを取り巻く環境がめまぐるしく変化していることから、こども基本法の精神にのっとり、こどもと保護者がともに幸せに笑顔で過ごせる滑川市の実現を目指すもの。

2 条例（案）の概要

こどもの権利と子育て支援の施策に関する基本的事項を定めるもので、主に次の内容としています。

- ・ 基本理念、こどもの権利
- ・ 保護者、市民等、学校等、市の役割
- ・ 支援内容（体験機会の提供、切れ目のない支援）
- ・ 推進体制

※ワークショップやヒアリングでのこどもの意見から「こどもの挑戦を応援する」ことを中心にした条例（案）としています。

※検討会議においていただいた意見により修正した主な箇所

- ・ 前文「かけがえのない宝」→「かけがえのない存在」
- ・ 「自己肯定感や自己効力感」→「自分に自信を持ったり、自分の可能性を信じたりする力」
- ・ 「こどもの役割」→「こどもの大切な権利」
- ・ 「自分の権利が大切にされるのと同じように」→「自分の権利を大切にするとともに」

3 条例の検討体制等

- (1) 滑川市子ども・子育て会議委員15名
- (2) 検討委員 2 名

4 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日（予定）

5 今後のスケジュール(予定)

9月16日～10月15日 パブリックコメント実施

10月末 第3回検討会議

12月 12月定例会にて条例案を上程

(参考) これまでのスケジュール

令和7年2月 検討委員公募・決定

3月 プレ検討会議、第1回ワークショップ

3～4月(春休み中) 小中学生アンケート(児童館及び子ども図書館)

5月 第2回ワークショップ

7月 第1回検討会議

8月 こどもの意見ヒアリング

9月 第2回検討会議

こどもの意見も
募集中！

(仮称)滑川市こども・子育て基本条例(案)の
意見を募集します！

条例(案)を読んで、こどもの皆さんの意見や感想を聞かせてください。

提出期限

令和7年10月15日(水)まで

意見の出し方

決められた用紙に意見を書いて、
提出先に ①直接渡す②郵送する③FAX する
または、④専用フォームから回答

URL: <https://logoform.jp/form/AE8S/1217913>

提出先

〒936-8601 滑川市寺家町104番地

滑川市役所子育て応援課(市役所西館1階)

電話076-475-1489 FAX076-476-5055

(月曜日から金曜日の午前8時30分～午後5時15分)

※土曜日、日曜日、祝日は市役所はお休みです。



意見専用
フォーム

この権利はす
ごく大切だと
思う！

こどもの挑戦を
もっと応援して
ほしい！

この条例をたく
さんの人に知っ
てもらいたい！

条例(案)こども版はこちらを見てね→

※意見を書く用紙が置いてある場所
など、詳しくは市のホームページを
見てください。



滑川市
ホームページ

URL: <https://www.city.namerikawa.toyama.jp/soshiki/24/1/1/ikenbosyuu/10031.html>

(仮称)滑川市こども・子育て基本条例(素案)

全てのこどもは、一人ひとりが様々な個性や能力、大きな可能性をもったかけがえのない存在である。しかしながら、こどもや子育てを取り巻く環境はめまぐるしく変化しており、子育てに対する不安や負担、孤立感などが高まっている。こどもの健やかな成長や子育ては、地域全体で支えていく必要がある。

こどもは、家庭や地域で愛情を感じその安心感の下で、挑戦を重ね日々成長していく。保護者や周囲の大人がこどもの挑戦を応援し、たとえ失敗したとしても挑戦したこと自体を評価することで、こどもが自分に自信をもったり、自分の可能性を信じたりする力を育んでいくことは重要である。

本市は、こども基本法にのっとり、全てのこどもの思いや願いを受けとめ、地域全体でこどもの育ちを支え合い、保護者が子育てに伴う喜びを実感することで、未来を担うこどもと保護者がともに幸せに、かがやく笑顔で過ごせる滑川市の実現を目指し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、こどもの健やかな成長を支え、こどもと子育て家庭にやさしいまちを実現するための基本理念とこどもの権利、保護者、市民等、学校等及び市の役割を定め、こどもが健やかに成長し、保護者が子育てに夢や希望がもてるまちの実現に寄与することを目的とする。

(言葉の意味)

第2条 この条例で使用する言葉の意味は、次のとおりとする。

- (1) こども 市内に住所を有するほか、市内で学んだり、働いたり、活動したりしている18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。
- (2) 保護者 親及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の4に規定する里親その他親に代わってこどもを養育する者をいう。
- (3) 市民等 市内に住所を有するほか、市内で学んだり、働いたり、活動したりしている人や団体、事業者をいう。
- (4) 学校等 保育所、幼稚園、認定こども園、学校等、こどもが育ち、学び、活動するために通所、通園、通学等する施設をいう。

(基本理念)

第3条 こどもの健やかな成長を支え、こどもと子育て家庭にやさしいまちを実現するための

基本理念は、次のとおりとする。

- (1) こどもの命が守られ、成長・発達に配慮すること。
 - (2) こどもの最善の利益を第一に考えること。
 - (3) こどもの意思を最大限尊重すること。
 - (4) こどもの基本的人権が尊重され、差別的扱いを受けることがないようにすること。
 - (5) 保護者が子育てに楽しみや喜びを感じられるよう支援し、子育て環境を整備すること。
- (こどもの大切な権利)

第4条 こどもは、生まれながらに権利の主体として、生きる権利、育つ権利、守られる権利及び参加する権利をはじめとしたこどもの権利が大切に守られるものとする。

- 2 こどもは、自分の権利を大切にするとともに、自分以外の人の権利も大切にすることとする。
- 3 こどもは、自分に関係のあることについて意見を表明することができ、年齢及び発達の段階に応じて地域社会に主体的に参加できるものとする。
- 4 こどもは、様々なことへ挑戦する権利を有するものとする。

(保護者の役割)

第5条 保護者は、こどもの権利と利益を尊重するものとする。

- 2 保護者は、こどもの年齢及び発達の段階に応じて、こどもの意見を尊重するものとする。
- 3 保護者は、体罰や暴言といった行為がこどもの健やかな成長に悪影響を及ぼすことを十分に認識し、こどもを一人の人間として尊重するものとする。
- 4 保護者は、こどもが挑戦することを応援するものとする。

(市民等の役割)

第6条 市民等は、地域社会においてこどもが権利の主体であることを認識し、こどもが幸せに生活を送ることができるよう、こどもを見守り、又は支援するよう努めるものとする。

- 2 市民等は、こどもが挑戦することを温かく見守るものとする。
- 3 市民等は、こどもが地域の一員として地域社会に参加できるよう、こども自身が地域についての理解を深め、自分の意見を持つために必要な情報をこどもにわかりやすく伝え、こどもの意見を尊重するよう努めるものとする。
- 4 市民等は、子育て家庭が地域の中で孤立しないよう、地域に受け入れ、こどもの健やかな成長を支え、子育て家庭を見守り、又は支援するよう努めるものとする。

(学校等の役割)

第7条 学校等は、こどもの権利を保障し、こどもが自分で考え、学び、活動、挑戦することができるよう、こどもの年齢及び発達の段階に応じた支援を行うよう努めるものとする。

2 学校等は、こどもの健やかな成長のため、保護者の子育てを支援するよう努めるものとする。

(市の役割)

第8条 市は、こどもの健やかな成長のため、こども及び保護者を支援するものとし、次に掲げる取組を行うものとする。

- (1) こども及び保護者が相談しやすい環境を整えること。
- (2) 子育ての負担を軽減するため各種支援を行うこと。
- (3) こども・子育て支援施策を計画的に推進すること。
- (4) 子育てを地域で応援する機運を醸成すること。

(こどもの体験の機会の提供)

第9条 市、保護者、市民等及び学校等は、こどもの育ちにとって重要な意味をもつスポーツ、文化芸術活動、自然体験及び社会体験の機会をこどもに積極的に提供するよう努めるものとする。

2 市、保護者、市民等及び学校等は、こどもの考えや意見を尊重し、こどもの主体的な活動を支援し、こどもが挑戦しやすい環境づくりに努めるものとする。

(切れ目のない子育て支援)

第10条 市は、こどもの健やかな成長のため、妊娠、出産及び子育てへの切れ目のない支援を行うものとする。

2 市は、幼児期の学びを学齢期につなぐため、保護者及び学校等と連携し、幼児教育から学校教育への移行期の支援を行うものとする。

(推進体制の整備)

第11条 市は、こども・子育てに関する施策を推進するに当たって、こどもが意見を表明し、又は参加する機会を確保し、その意見を施策に反映させるために必要な体制の整備を行うものとする。

(財政上の措置)

第12条 市は、こども・子育てに関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めなければならない。

(広報及び啓発)

第13条 市は、この条例について、こども、保護者、市民等及び学校等の理解を深めるため、広報及び啓発を行うものとする。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和 年 月 日から施行する。

(仮称)滑川市こども・子育て基本条例(素案)の解説

《前文》

全てのこどもは、一人ひとりが様々な個性や能力、大きな可能性をもったかけがえない存在である。しかしながら、こどもや子育てを取り巻く環境はめまぐるしく変化しており、子育てに対する不安や負担、孤立感などが高まっている。こどもの健やかな成長や子育ては、地域全体で支えていくことが必要である。

こどもは家庭や地域で愛情を感じその安心感の下で、挑戦を重ね日々成長していく。保護者や周囲の大人がこどもの挑戦を応援し、たとえ失敗したとしても挑戦したこと自体を評価することで、こどもが自分に自信をもったり、自分の可能性を信じたりする力を育んでいくことは重要である。

本市は、こども基本法の精神にのっとり、全てのこどもの思いや願いを受けとめ、地域全体でこどもの育ちを支え合い、保護者が子育てに伴う喜びを実感することで、未来を担うこどもと保護者がともに幸せに、かがやく笑顔で過ごせる滑川市の実現を目指し、この条例を制定する。

【解説】

前文はこの条例の制定の趣旨と背景、こどもの権利と子育て支援の推進について規定し、制定にあたっての決意等を説明しています。

「滑川市子ども・子育て支援事業計画」の基本理念「地域みんなで子どもを育む ひかりのまちづくり」から、こどもの健やかな成長と子育ては地域全体で支えることが重要であることを規定しています。

こども家庭庁「はじめの100か月の育ちビジョン」の「安心と挑戦の循環を通してこどものウェルビーイングを高める」及び「こどもの権利ワークショップ」(令和7年5月24日開催)の内容から、こどもの健やかな成長には、こどもが豊かな遊びと体験を通したいろいろな「挑戦」をし、まわりがそれを応援することが重要であることを規定しています。

(目的)

第1条 この条例は、こどもの健やかな成長を支え、こどもと子育て家庭にやさしいまちを実現するための基本理念とこどもの権利、保護者、市民等、学校等及び市の役割を定め、こどもが健やかに成長し、保護者が子育てに夢や希望がもてるまちの実現に寄与することを目的とする。

【解説】

第1条は、この条例の内容を要約するとともに、その目的を規定しています。

基本理念とこどもの権利、それぞれの役割を明らかにし、この条例に基づくこどもに関する支援の施策を推進することで、こどもが健やかに成長し、保護者が子育てに夢や希望がもてるまちの実現を目的として規定しています。

(言葉の意味)

第2条 この条例で使用する言葉の意味は、次のとおりとする。

- (1) こども 市内に住所を有するほか、市内で学んだり、働いたり、活動したりしている18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。
- (2) 保護者 親及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4に規定する里親その他親に代わってこどもを養育する者をいう。
- (3) 市民等 市内に住所を有するほか、市内で学んだり、働いたり、活動したりしている人や団体、事業者をいう。
- (4) 学校等 保育所、幼稚園、認定こども園、学校等、こどもが育ち、学び、活動するために通所、通園、通学等する施設をいう。

【解説】

第2条は、この条例中の言葉について、その意味を規定しています。

(基本理念)

第3条 こどもの健やかな成長を支え、こどもと子育て家庭にやさしいまちを実現するための基本理念は次のとおりとする。

- (1) こどもの命が守られ、成長・発達に配慮すること。
- (2) こどもの最善の利益を第一に考えること。
- (3) こどもの意思を最大限尊重すること。
- (4) こどもの基本的人権が尊重され、差別的扱いを受けることがないようにすること。
- (5) 保護者が子育てに楽しみや喜びを感じられるよう支援し、子育て環境を整備すること。

【解説】

第3条は、この条例の基本理念を規定しています。

基本理念は、こどもと子育て家庭にやさしいまちを実現するための基本的な考え方を示すものです。第1号から第4号は児童の権利に関する条約及びこども基本法第3条の趣旨を踏まえ規定しました。第5号は保護者や子育て環境に係る規定としました。

(こどもの大切な権利)

第4条 こどもは、生まれながらに権利の主体として、生きる権利、育つ権利、守られる権利及び参加する権利をはじめとしたこどもの権利が大切に守られるものとする。

- 2 こどもは、自分の権利を大切にするとともに、自分以外の人の権利も大切にすることとする。
- 3 こどもは、自分に関係のあることについて意見を表明することができ、年齢及び発達の段階に応じて地域社会に主体的に参加できるものとする。
- 4 こどもは、様々なことへ挑戦する権利を有するものとする。

【解説】

第4条は、こどもの権利について規定しています。

守らなければならないこどもの大切な権利として、児童の権利に関する条約の4つの原則、生きる権利、育つ権利、守られる権利及び参加する権利を規定しています。

第2項にこども自身が自分の権利及び自分以外の権利を大切にすること、第3項にこどもの意見表明及び地域社会へ参加できること、第4項にこどもの健やかな成長に重要な「挑戦」する権利について規定しています。

(保護者の役割)

第5条 保護者は、こどもの権利と利益を尊重するものとする。

- 2 保護者は、こどもの年齢及び発達の段階に応じて、こどもの意見を尊重するものとする。
- 3 保護者は、体罰や暴言といった行為がこどもの健やかな成長に悪影響を及ぼすことを十分に認識し、こどもを一人の人間として尊重するものとする。
- 4 保護者は、こどもが挑戦することを応援するものとする。

(市民等の役割)

第6条 市民等は地域社会においてこどもが権利の主体であることを認識し、こどもが幸せに生活を送ることができるよう、こどもを見守り、又は支援するよう努めるものとする。

- 2 市民等は、こどもが挑戦することを温かく見守るものとする。
- 3 市民等は、こどもが地域の一員として地域社会に参加できるよう、こども自身が地域についての理解を深め、自分の意見を持つために必要な情報をこどもにわかりやすく伝え、こどもの意見を尊重するよう努めるものとする。
- 4 市民等は、子育て家庭が地域の中で孤立しないよう、地域に受け入れ、こどもの健やかな成長を支え、子育て家庭を見守り、又は支援するよう努めるものとする。

(学校等の役割)

第7条 学校等は、こどもの権利を保障し、こどもが自分で考え、学び、活動、挑戦することができるよう、こどもの年齢及び発達の段階に応じた支援を行うよう努めるものとする。

- 2 学校等は、こどもの健やかな成長のため、保護者の子育てを支援するよう努めるものとする。

(市の役割)

第8条 市は、こどもの健やかな成長のため、こども及び保護者を支援するものとし、次に掲げる取組を行うものとする。

- (1) こども及び保護者が相談しやすい環境を整えること。
- (2) 子育ての負担を軽減するため各種支援を行うこと。
- (3) こども・子育て支援施策を計画的に推進すること。
- (4) 子育てを地域で応援する機運を醸成すること。

【解説】

第5条から第8条は、保護者、市民等、学校等及び市の役割について規定しています。

(こどもの体験の機会の提供)

第9条 市、保護者、市民等及び学校等は、こどもの育ちにとって重要な意味をもつスポーツ、文化芸術活動、自然体験及び社会体験の機会をこどもに積極的に提供するよう努めるものとする。

2 市、保護者、市民等及び学校等は、こどもの考えや意見を尊重し、こどもの主体的な活動を支援し、こどもが挑戦しやすい環境づくりに努めるものとする。

【解説】

第9条は、こどもの体験の機会の提供について規定しています。

こども家庭庁「はじめの100か月の育ちビジョン」の「安心と挑戦の循環を通してこどものウェルビーイングを高める」から、豊かな遊びと体験を通した「挑戦」がこどもの育ちに重要という趣旨を踏まえ、規定しました。

(切れ目のない子育て支援)

第10条 市は、こどもの健やかな成長のため、妊娠、出産及び子育てへの切れ目のない支援を行うものとする。

2 市は、幼児期の学びを学齢期につなぐため、保護者及び学校等と連携し、幼児教育から学校教育への移行期の支援を行うものとする。

【解説】

第10条は、切れ目のない子育て支援について規定しています。

こども家庭庁「はじめの100か月の育ちビジョン」の「こどもの誕生前」から切れ目なく育ちを支える」から、こどもの育ちにとってウェルビーイング向上に必要な環境を切れ目なく構築していくことが重要であり、こどもの誕生前から切れ目なく支えることが重要という趣旨を踏まえるとともに、「滑川市子ども・子育て支援事業計画」の基本目標①「すべてのこどもの健やかな育ちを切れ目なく支援します」としていることから規定しました。

(推進体制の整備)

第11条 市は、こども・子育てに関する施策を推進するに当たって、こどもが意見を表明し、又は参加する機会を確保し、その意見を施策に反映させるために必要な体制の整備を行うものとする。

【解説】

第11条は、こども・子育てに関する施策の推進体制の整備について規定しています。

こどもの社会参加を推進するため、こどもが考えや意見を自由に表明し、参加できる体制を整備することを規定しました。

(財政上の措置)

第12条 市は、こども・子育てに関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めなければならない。

【解説】

第12条は、こども・子育てに関する施策の財政上の措置について規定しています。
こども・子育てに関する施策を推進するに当たって、必要な財政上の措置を講ずるよう努めなければならないことを規定しました。

(広報及び啓発)

第13条 市は、この条例について、こども、保護者、市民等及び学校等の理解を深めるため、広報及び啓発を行うものとする。

【解説】

第13条は、この条例の広報及び啓発について規定しています。

こどもと子育て家庭にやさしいまちの実現に向けて、この条例の理解を深めるために、広報及び啓発を行うことを規定しています。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

【解説】

第14条は、条例の施行に関して必要な事項がある場合、市長が別に定めることを規定しています。

（仮称）滑川市こども・子育て基本条例（案）（こども版）

☆この条例をつくるのはなぜ？

こどもはみんな大切な存在です。

こどもが健やかに安心して幸せに成長し、保護者（親など）が楽しく子育てできる滑川市にしたいと思っています。そのために、たくさんの人にこどもの権利を知ってもらい、みんなの役割を決めて、地域みんなでこどもと子育て家庭を支えていく仕組みをつくりまします。そのルールを決めたものがこの条例です。

☆（仮称）滑川市こども・子育て基本条例の内容

○目的

こどもが健やかに安心して幸せに成長し、保護者が楽しく子育てできる、みんなかがやく笑顔の滑川市になることです。

○この条例の「こども」とは

0歳から高校3年生年代（18歳になる年度）の人までをいいます。

○こどもの大切な権利を守る

すべてのこどもは生まれながらに権利を持っています。こどもが健やかに育つためには、その権利を守らなければなりません。

※「権利」ってなに？

人間らしく生きるために必要な「していいこと」「してもらえること」のこと

生きる権利

- ・ 住む場所や食べ物があること
- ・ 病気やケガをしたら治療してもらえるなど、命が守られ安全に生きられること

育つ権利

- ・ 勉強したり遊んだり休んだりできること
- ・ もって生まれた能力を十分に伸ばしながら、心も体も安心して成長できること

守られる権利

- ・ 安全に安心して過ごせるように守ってもらえること

参加する権利

- ・ いろいろなことに参加し、自由に意見を言えること

○こどもの健やかな成長に大事なこと

いろいろなことに「挑戦（チャレンジ）」することです。

- ・ 挑戦することで、自分に自信がつきます。

- ・ 挑戦することで、自分の可能性が広がります。

- ・ いろいろなことに挑戦することが、たくさんの経験となり、将来の夢や希望につながります。

○それぞれの役割

こどもが健やかに育ち、保護者が楽しく子育てできるように、役割を決めます。

こども

- ・自分の権利を大切にし、友だちやまわりの人の権利も大切にしましょう。
- ・失敗を恐れず、いろいろなことに挑戦してみましょう。

保護者

- ・こどもの権利とこどもにとって良いことを尊重しましょう。
- ・こどもの意見を大切にしましょう。
- ・こどもの体を叩いたり、つらい言葉を言ったりせず、一人の人間として大切にしましょう。
- ・こどもが挑戦することを応援しましょう。

地域の大人

- ・こどもの権利を大切にし、こどもが幸せにできるように見守ったりサポートしたりしましょう。
- ・こどもが挑戦することを温かく見守りましょう。
- ・こどもを地域の仲間として受け入れ、こどもの意見を大切にしましょう。
- ・子育て家庭を地域の仲間として受け入れるとともに、こどもの健やかな成長を支え、子育て家庭を見守ったりサポートしたりしましょう。

学校や幼稚園、保育園など

- ・こどもの権利を守り、こどもが自由に考え、学び、活動、挑戦できるようにサポートしましょう。

- ・こどもが^{すこ}健やかに^{せいちょう}成長できるように、^{こそだ}子育てをサポートしましょう。

なめりかわし 滑川市

- ・市は、こどもの^{すこ}健やかな^{せいちょう}成長のため、こども・^{こそだ}子育てについての^{とく}いろいろな^{とく}取り組みをして^{ささ}支えます。
- ・こどもと^{ほごしゃこま}保護者が困ったときにサポートします。
- ・こどもや^{こそだ}子育てについての^{とく}取り組みを^{けいかくてき}計画的に^{すす}進めます。
- ・^{ちいき}地域の^{こそだ}みんなで^{おうえん}子育てを^{ふんいき}応援する^{ふんいき}雰囲気をつくります。
- ・^{ちいき}地域の^{じょうれい}みんなにこの^{ひろ}条例を^し広くお知らせします。

○こどもが^{ちょうせん}挑戦できる^{かんきょう}環境づくり

^{ほごしゃ}保護者や^{ちいき}地域の^{おとな}大人、^{がっこう}学校、市は、こどもの^{かんが}考^{いけん}えや^{たいせつ}意見を大切に^{ぶん}し、スポーツや文^{ぶん}化・^{げいじゆつ}芸術、^{しぜんたいけん}自然体験、^{しゃかいたいけん}社会体験といった、^{ちようせん}いろいろなことに^{かんきょう}挑戦できる^{かんきょう}環境をつ^{かんきょう}くります。

○^{すいしんたいせい}推進体制の^{せいび}整備

市は、こどもや^{こそだ}子育てについての^{とく}取り組みを^{すす}進めるとき、こどもの^{いけん}意見^きを^{きかい}聞く^{きかい}機会をつ^{きかい}くり、こどもの^{いけん}意見^{たいせつ}を大切に^{たいせつ}します。

○^{ざいせいじょう}財政上の^{そち}措置

市は、こどもや^{こそだ}子育てについての^{とく}取り組みを^{すす}進めるため、^{ひつよう}必要^{よさん}な^{かくほ}予算を^{かくほ}確保^{かくほ}します。

令和 7 年度滑川市総合防災訓練について

【担当 防災危機管理課】

1 目 的

災害対策基本法及び地域防災計画に基づき、市、防災関係機関、自治会、自主防災組織、ボランティア団体、地域住民等が密接に連携をとりながら、大規模災害を想定した実践的な災害応急活動の防災訓練を実施し、災害に備え、防災意識を高めることを目的として、毎年度、会場を変えながら、地域ごとの災害リスクを踏まえ実施するもの。

2 日 時

10月26日（日）午前 8 時～

※訓練講評（予定）

早月加積地区 午前11時15分～、浜加積地区 午前11時30分～

3 会 場

早月加積地区公民館及び浜加積地区公民館

4 対 象

早月加積地区、浜加積地区（東部小学校下）

上記の地区以外の住民の方にも広く参加いただけます

5 参加予定者数

300人

6 災害想定

洪水・地震・津波災害

- (1) 前日に大雨注意報を発表、午前 8 時に大雨警報が発表され、早月川が避難判断水位に到達（警戒レベル 3）し、早月加積地区に高齢者等避難を発令、午前 9 時 20 分に氾濫危険水位に到達（警戒レベル 4）、早月加積地区に避難指示を発令
- (2) 午前 9 時 20 分に魚津断層帯を震源とする M7.3 の地震が発生し、滑川市では震度 6 弱を観測、富山県は津波注意報を発表。浜加積・早月加積地区では、家屋の倒壊、道路の寸断、停電の被害や負傷者が多数発生
- (3) 早月川大掛地内で^{いっすい}溢水し、一部浸水の被害が発生
- (4) 横道配水池下流数か所で水道管が破損し、浜加積地区、早月加積地区で断水が発生

7 主な訓練内容

- (1) 職員参集訓練
- (2) 災害対策本部設置・運営・連携訓練
- (3) 情報収集・伝達訓練
- (4) 情報伝達訓練（町内・地区全体）
- (5) 避難訓練・参集訓練（自主防災会）
- (6) 避難所開設準備・受付訓練・連携訓練（⇔市本部）
- (7) 防災資機材組立訓練
- (8) 給水タンク組立訓練及び応急給水訓練
- (9) 応急救護訓練
- (10) 初期消火訓練・救助資機材展示及び体験・煙中体験・救急体験
- (11) 炊出し訓練
- (12) 地区内巡回
- (13) 防災展示・車両展示（富山气象台、災害協定・連携協定先等）
- (14) 災害ボランティアセンター設置訓練

8 参加機関

早月加積地区・浜加積地区自治会連合会、富山県、富山県東部消防組合、滑川市消防団、富山河川国道事務所、富山地方气象台、滑川警察署、滑川市社会福祉協議会、滑川ライオンズクラブ、滑川青年会議所、滑川市赤十字奉仕団、滑川市医師会、富山県防災士会、滑川防災士連絡協議会災害協定・包括連携協定先 など（順不同）

9 その他

- (1) 情報発信訓練（エリアメール等）の実施
- (2) 当該対象地区および市内各地域には、各種防災気象情報等を利用し情報収集訓練の実施を呼びかけます。
※各種防災気象情報
 - ・富山県の早期注意情報（警報級の可能性）
 - ・富山県の警報・注意報（注意警戒事項、発表状況、今後の推移、市町村別）
 - ・富山県の気象情報
- (3) 市内各世帯と各地域には「マイ・タイムライン」の作成、シェイクアウト訓練、防災資機材や防災備蓄の点検を呼びかけます。

セミセルフレジの導入(市民課窓口)について

【担当 市民課】

市民課窓口における各種証明書発行時の手数料徴収について、市民サービスの向上の観点から、様々な決済方法に対応したセミセルフレジを導入します。

1 設置窓口

市民課

2 設置台数

1 台

3 利用開始予定日

10 月 24 日 (金)

4 利用可能な支払方法

現金・キャッシュレス決済（クレジットカード、電子マネー及びQRコード決済等）

5 現在利用可能な支払方法

現金・QRコード決済（P a y P a y）



第72回滑川市美術展について

【担当 生涯学習・スポーツ課】

美術を通じて市民の情操を豊かに育てるとともに、優秀作家を育成し、本市の文化の向上を図ることを目的に滑川市美術展を開催します。

本展は、絵画、彫刻・工芸、書、写真の4部門から構成されており、「市展」の名称で親しまれています。

【開催情報】

会 期 10月11日（土）～19日（日）午前10時～午後6時

※会期中無休 ※初日は午前10時15分から 最終日は午後5時まで

会 場 博物館 3階展示室

主催等 主催 滑川市・滑川市教育委員会

後援 滑川市美術協会

入館料 無料

【その他】

会期以外の日程は、次のとおりです。

申込期間 10月2日（木）～5日（日）午前10時～午後6時

審査会 10月7日（火）午後1時から

開会式 10月11日（土）午前9時30分から

博物館 2階多目的ホールにて

表彰式 10月11日（土）午前9時45分から

博物館 2階多目的ホールにて

講評会 10月11日（土）午前10時15分から

博物館 3階展示室にて

【参考】

昨年度の出品状況 計117点（うち、一般応募83点）



第71回滑川市美術展
書部門 市展大賞 二上香彩「能蔵拙」



第71回滑川市美術展
写真部門 市展大賞
尾山隆之「帰り道」

第72回 滑川市美術展

絵画・彫刻・工芸・書・写真



第71回滑川市美術展
絵画部門 市展大賞 中嶋 —「あるじを待つ」

第71回滑川市美術展
彫刻 工芸部門 市展大賞
嶋川京子「ちょっとおしゃれて」



会期

2025 10/11 ~ 10/19 日

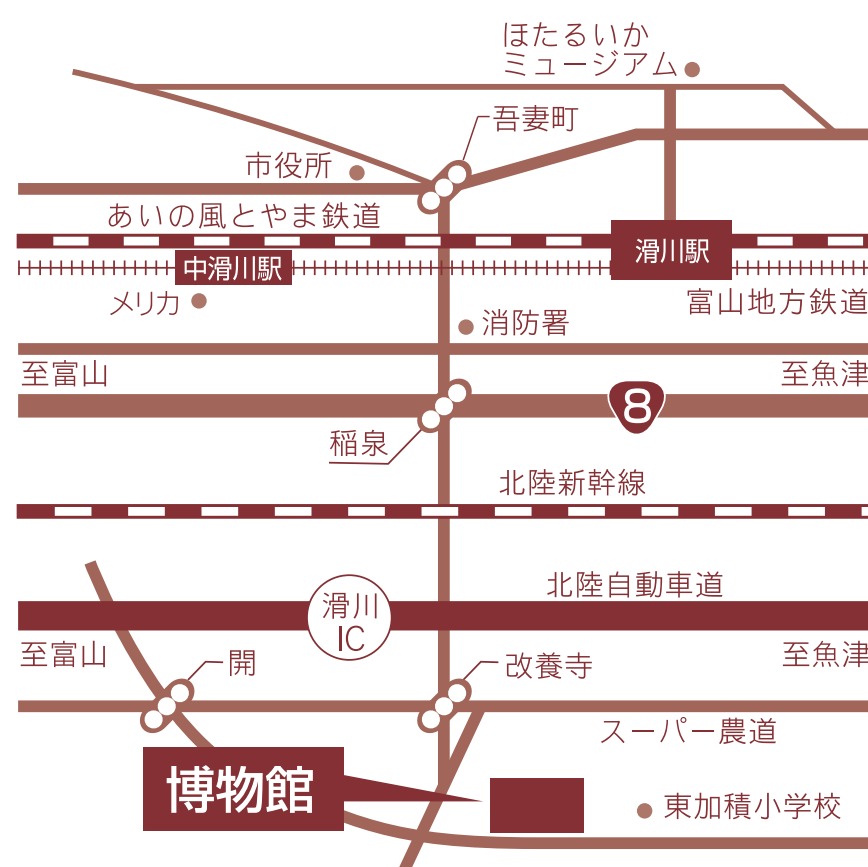
10時~18時 [初日は10時15分から
最終日は17時まで]

入館は17時30分まで

◆講評 10月11日(土) 10時15分~

会期中無休(入場無料)

主催／滑川市・滑川市教育委員会 後援／滑川市美術協会



滑川市立博物館

〒936-0835 富山県滑川市開676
☎ 076-474-9200



博物館HP



Facebook



X



10時~15時
ミュージアムカフェ

第28回滑川ほたるいかマラソンについて

【担当 生涯学習・スポーツ課】

本市の一大スポーツイベントである滑川ほたるいかマラソンは、今年で28回目を迎えます。

スペシャルゲストには、昨年、一昨年に引き続きアテネオリンピック女子マラソン金メダリストの 野口 みずき さんをはじめとした豪華ゲストをお招きし、大会に華を添えていただきます。

日本陸連の公認コースとなっている本大会での好記録に期待するとともに、本市のPRとスポーツの振興に大きく寄与することを願っています。

- 1 開催日時 10月12日（日）
 - 午前8時20分 スタート式
 - 午前9時00分 ハーフマラソンの部 スタート
(スターター：水野市長)
 - 午前9時30分 3km・エンジョイランニングの部 スタート
(スターター：竹原市会議長)
 - 午前10時00分 10kmの部 スタート
(スターター：大門県会議員)
- 2 開催場所 滑川市スポーツ・健康の森公園
陸上競技場（スタート・フィニッシュ地点）
- 3 ゲスト
 - ・野口 みずき さん
アテネオリンピック金メダリスト
女子マラソン前日本記録保持者
 - ・福島 和可菜 さん
タレントで3度のサブ3を達成
 - ・福島 舞 さん
編集者 兼 トレイルランナー（和可菜さんの妹）
 - ・田中 寿美子 さん
富山マスタース陸上競技連盟会長
 - ・及川 佑太 さん
元実業団ランナー 箱根駅伝、ニューイヤー駅伝出場
 - ・大野 ^{はやて} 颯 さん
富山マラソン 2016 年優勝
- 4 その他 スタート式前にはご当地シンガーソングライター ^{かわごう りょう} 河合 良 さんによるソロプロジェクト「匂い蜂」の演奏や滑川市吹奏楽団の演奏をお楽しみいただきます。

宿場回廊ロゲイニング・なめりかわ物語 3 について

【担当 水産観光課】

「宿場回廊ロゲイニング・なめりかわ物語 3」の概要についてお知らせいたします。

- 1 概 要 市内外の方に滑川の様々な魅力を体験・発見・再発見してもらうために、まちめぐりをスポーツアクティビティとして、観光、グルメ、体験を一度に満喫していただきます。
今回で 3 回目の開催。
- 2 内 容 制限時間内に、地図内のチェックポイントを回り、各得点数を競うチームスポーツ（ロゲイニング）を実施します。
チェックポイントとして、滑川市内の各施設やスポットを設定します。
- 3 参加者 チーム参加とし、①ファミリーの部、②男女混合の部、③男性チームの部、④女性チームの部、⑤高校生の部の 5 つのカテゴリーとします。
 - ・各チーム 2 ～ 5 名で構成
 - ・参加定員は 150 名もしくは 50 チームまで
- 4 開催日 11 月 9 日（日）午前 10 時～
スタート・ゴール 中滑川複合施設メリカ
- 5 その他 参加費 一般 2,300 円/人、小中学生 1,300 円/人、
乳幼児 無料
参加者全員に記念品を贈呈
各カテゴリー 1 位～3 位、特別賞の表彰
なお、参加申し込みについては Web サイト「e-moshicomu（モシコム）」にて受付中

まち巡りアクティビティで
いにしへの宿場町、滑川の魅力を再発見！

宿場回廊 ダイニング

SHUKUBA KAIRO ROGAINING

大好評につき
第3弾
開催決定！

「なめりかわ物語3」

2025 11.9  雨天
決行

START / GOAL

中滑川複合施設メリカ 3階 ホール

936-0056 富山県滑川市田中新町39番地5

参加者
募集中



主催：滑川市観光協会 共催：滑川市 協力：株式会社TR2

後援予定：滑川商工会議所・（公財）滑川市スポーツ協会

北日本新聞社・富山新聞社

※写真：登録有形文化財「旧宮崎酒造」内（滑川市瀬羽町1860）